

東剣連発第330号  
令和2年12月9日

団体会長 殿

東京都剣道連盟審判委員会  
(公印省略)

### 新型コロナウィルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法について

標記について、東京都剣道連盟（以下「東剣連」）は、先に「大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインを発出し、東剣連及び各加盟団体主催の大会において安全な大会実施に努めるべく万全を期しているところですが、去る12月6日、全日本剣道連盟主催による1都7県合同の「ブロック別試合・審判研修会」が開催されましたので、その結果に基づき、ガイドラインにある「暫定的な試合・審判の方法」を補足説明し、主として試合者が遵守すべき事項について徹底を図り、円滑かつ公正な試合の実施に努めたいと考えております。

つきましては、下記要領にて試合・審判の運営を行いますので、加盟団体におかれましては、本趣旨をご理解の上会員の皆様に対し御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 【暫定的な試合・審判の方法】の補足説明

###### ① 「鎧競り合い」における留意事項

○原則的に鎧競り合いは行わない。

ア 試合者は接触した場合、直ちに引き技又は体当たりからの技を出す。（この際の発声は認める）

イ やむを得ず鎧競り合いになった場合は、試合者は直ちに分かれる努力をすることが重要である。この際、両者がお互いに退いて分かれる。また、分かれる場合は完全に「縁を切る」（剣先が触れない）間合まで分かれる。

ウ 相互に分かれようとしている途中の打突は有効にはならない。また、一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと見せかけて打突する等の姑息とみられる打突は反則となるので留意すること。

エ どちらか一方が分かれようとしない、あるいは分かれようとされている相手に接近してゆく行為は反則となるので留意すること。

###### ② 意図的な「時間空費」や「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近する行為

従来から意図的な「時間空費」や「防御姿勢」による相手に接近する行為については審判規則第1条に則り、反則とみなされてきたところであるが、今回の暫定的な処置においては、公正な試合の実施を図るため、より厳格に反則の適用がなされることになるので試合者は厳に留意すること。

以上